

少年法の適用年齢の引下げに反対する会長声明

2015年（平成27年）6月26日

兵庫県弁護士会

会長 幸 寺 覚

〈声明の趣旨〉

当会は、少年法の適用年齢を18歳未満まで引下げることには反対する。

〈声明の理由〉

- 1 与党・自由民主党は、先般の公職選挙法の選挙権年齢の改正に伴い、党内の特命委員会において、少年法の適用年齢を18歳未満まで引下げることの内容とする少年法の改正を検討しており、今国会会期中にも結論の方向性が示される見通しであると報じられている。
- 2 しかし、法律の適用年齢は、それぞれの法律の立法趣旨や目的を踏まえて、個別具体的に検討する必要がある。選挙権年齢が引下げられたからといって、少年法の適用年齢をこれと同一にしなければならない必然性はない。
そもそも、少年法は、未だ心身の発達が十分ではなく、環境その他の外部的条件の影響を受けやすい若年者に対しては、刑罰を科するよりも保護処分によって教化を図るほうが更生に資するという保護主義の観点から定められたものである。一方、公職選挙法は、国民主権を実現するための選挙制度を確立し、選挙が公明かつ適正に行われることにより民主政治の健全な発展を期するために定められたものである。このように、両法はその立法趣旨や目的が全く異なるのであるから、それぞれの適用年齢が相違することは当然のことである。むしろ、両法を関連付け、選挙権という名の「権利」を与えることの代償として、刑事手続において成人と同様の「責任」を負わせるべきであるといった議論は、両法の立法趣旨や目的を正解しないものである。
- 3 なお、少年法の適用年齢を引下げるべき根拠として、続発する少年事件、とりわけ凶悪事件に対処する必要があるという意見もある。

しかし、我が国における少年非行件数を概観するに、少年刑法犯の検挙人員は、昭和50年代後半の約20万人をピークとし、平成16年以降は一貫して減少し、平成26年には5万人を割るに至っている。また、殺人、強盗、放火、強姦等の少年の凶悪犯罪についても、ピーク時の昭和30年代半ばには約8000人が検挙されていたところ、その後大幅な減少に転じ、近時の10年に限っても、検挙人員は、平成17年の1441人から、平成26年にはその約2分の1である703人にまで減少している。このように、客観的データに鑑みれば、少年刑法犯、また、少年の凶悪事件はむしろ減少傾向にあるのであり、続発する少年事件とりわけ凶悪事件に対処するため適用年齢を引下げるべきであるという見解は、根拠が認められない。

それにもかかわらず、少年法の適用年齢を18歳未満に引下げてしまうと、現在家庭裁判所が対応している少年のうち実に約4割を占める18歳、19歳の少年について

て、保護処分がなされないため、少年の資質・生育環境に十分な配慮がなされないまま、刑事手続上の処分もしくは不処分が決定されることとなる。これでは、18歳、19歳の少年に対して、これまで行われてきた、更生に向けた現行の処遇が大きく後退する。

加えて、少年の凶悪犯罪への対処については、すでに少年法の改正により立法的な措置が講じられている。すなわち、平成12年少年法改正により、行為時16歳以上の少年が、殺人や傷害致死等の故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合は、原則として、成人と同様に公開の法廷で行われる裁判員裁判を経て刑事処分を受けるとされ、また、平成26年少年法改正によって、少年に科す刑罰の範囲も拡大されている。このように、少年の凶悪事件については、少年法の適用年齢を引き下げずとも、事案の性質及び被害感情を踏まえて、適切な処分をなしうる法制度となっているのである。

- 4 以上、今般の少年法の適用年齢の引下げの議論は、少年法の立法趣旨や目的に反しており、かつ、立法事実が存在しないばかりか、有効に機能している現行少年法制を覆すものであり害悪が大きいから、当会はこれに反対するものである。

以上